

社会福祉法人夢の郷監事監査報告書

平成29年5月16日

社会福祉法人 夢の郷 理事長 日野 昭義 様

社会福祉法人夢の郷
同

監事
監事

脇田 愉司
西村 みつ子

私たち監事は、社会福祉法第45条第18項及び社会福祉法人夢の郷定款第20条並びに監事監査規程に基づき、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度に関する理事の業務執行の状況及び社会福祉法人夢の郷の財産の状況につきまして監査いたしました。

その結果につき本報告書を作成し、以下のように報告いたします。

記

1 監査日時、場所

平成29年5月16日（火曜日）午前10時～午後3時30分
社会福祉法人夢の郷 1階 アンダンテ交流室

2 立会者

日野 昭義（理事長）又市 婦美子（統括施設長）佐野 保美（事務長）
小川 かおり（職員）山口 晃（税理士）

3 監査の方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、以下の各施設の業務及び財産の状況を監査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び事業概要報告書につき検討いたしました。

朝海ハイム	宿泊型自立訓練事業、生活介護事業
アンダンテ	日中一時支援事業、特定相談支援事業
クローバーハウス	就労継続支援B型事業
いすゞ工房	就労継続支援B型事業
グループホーム	共同生活援助事業

4 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表、事業活動計算書及び資金収支計算書の金額と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表、事業活動計算書、資金収支計算は、法令及び定款に従い法人の財産、事業活動及び資金収支の状況を正しく示しているもの認めます。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い法人の状況を示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。